国際広報連絡会議運営細則(案)

 平成24年3月1日

 内閣 広報 室

 国家戦略 室

 外 務 省

国際広報連絡会議の運営については、「国際広報連絡会議の設置について」(平成24年3月1日)第5項の定めにより、この運営細則によるものとする。

- 1. 国際広報連絡会議(以下「連絡会議」という)は、原則非公開とする。
- 2. 連絡会議における配布資料及び議事要旨については、会議終了後、原 則として公表する。但し、必要と認める場合には、その一部又は全部を 非公表とすることが出来る。
- 3. 連絡会議終了後、事務局長又はその指名する者が記者会見を行い、議 事概要を説明するものとする。
- 4. 必要に応じて、構成員以外の有識者等を連絡会議に出席させ、意見を述べさせ又は説明させることができる。

国際広報連絡会議幹事会運営細則(案)

平成24年3月1日内閣 広 報 室国 家 戦 略 室外 務 省

「国際広報連絡会議の設置について」(平成24年3月1日)第5項の定めにより、国際広報連絡会議幹事会(以下「幹事会」という)の運営細則を定める。

- 1. 幹事会の座長は内閣副広報官(国際広報室長)が、内閣参事官(国家戦略室)及び外務省広報文化交流部・総合計画課長の協力を得て務めるものとする。幹事会の構成員は、関係行政機関等の課長相当職の職員とする。
- 2. 幹事会は非公開とする。
- 3. 幹事会における配布資料及び議事要旨については、原則として非公表とする。
- 4. 幹事会は、必要に応じて特定の広報課題に関する分科会を設けることが出来る。
- 5. 必要に応じて、構成員以外の官職にある者及び有識者等を幹事会に出席 させ、意見を述べさせ又は説明させることができる。